

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和2年1月27日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900017号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900012号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年3月25日及び平成25年3月25日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成24年3月25日及び平成25年3月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年3月25日及び平成25年3月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年3月25日

② 平成25年3月25日

請求期間①及び②(以下、併せて「請求期間」という。)においてA社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る年金事務所への届出を失念し、保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間に15万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社に係る法人登記簿謄本によると、請求者は同社の取締役であるこ

とが確認できる上、請求者は、自身が同社の社会保険事務担当者である旨陳述している。

しかしながら、A社は、「請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念した。」旨回答している上、日本年金機構B広域事務センターは、「同社における保険料の滞納は無い。」旨回答していることから、同社が意図的に届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年9月18日（受付）に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。